

遺贈をご検討中にご相談

将来のご寄附をご検討いただく上で、弁護士・司法書士・税理士など専門家にご相談ください。遺贈の意思を伝え、手続きの注意点や仕組みのポイントを確認しておくことで、その後の流れがスムーズになります。



遺言執行者を指定し、遺言書を作成

ご遺書にあたっては、ご遺言の内容を実現するための「遺言執行者」を指定しておくことをお勧めします。ご遺言にはさまざまな手続きがあり、専門知識が必要になる場合もあるため、あらかじめ第三者の専門家（法人でも可）に依頼して就任の内諾を得ておくことで安心です。



遺言書の作成

第三者の専門家と相談しながら遺言書（「公正証書遺言」あるいは「自筆証書遺言」）を作成します。「公正証書遺言」は書式などの不備により無効になる恐れがありません。
また、原本は公証役場に保管されるため偽造や紛失のリスクがなく安心です。



遺言執行者へのご逝去のお知らせ

ご家族や友人など死亡の時期が確実に伝わりまた信頼できる方から、遺言執行者へ連絡をしていただくことで、手続きが始まります。



遺言書の開示・遺贈の手続き開始

ご逝去のお知らせを受けた遺言執行者が就任を受諾したら、遺言執行者によってご遺言の実現の手続きが開始されます（相続人は遺産の処分はできません）。遺贈を受ける団体に対しては、遺言執行者から遺言書が開示されたうえで、ご遺言に基づく遺贈の手続きがとられます。